

第III章：メンバーについて

第15条： 性別を問わず、〇〇村内に住居を構え、本規約に同意、加盟したすべての自然人あるいは法人（専門委員、あるいは同じ目標を有する他の組織）は、委員会のメンバーとなることができる。

メンバーとなるためには、単にその意志をテロワール管理委員会に表明すればよく、同委員会は加入を当事者に通知する。

第16条： 委員会に加入した者は、委員会を律する規則に従い、これを遵守しなければならない。

第17条： 総会は場合によって、深刻な行為を犯したために退会すべきメンバー、とくに法規（規約および内規）を遵守しなかったために退会すべきメンバー、あるいは死亡した委員の交代に関して決定を下す。

退会したメンバーは、如何なる場合にも、会費の払戻しを主張することはできない。

第18条： 除名

総会は、3分の2以上の賛成をもって、義務（内規を参照のこと）に対して、重大な過失を犯したメンバーの除名を承認することができる。除名された者は、如何なる補償も主張することはできないものとする。

第19条： 委員会は、メンバー間の厳密な平等の原則を遵守し、活動する。メンバーは全員、同じ権利と義務を有する。メンバーは総会で投票を行う場合、1票の投票権を有する。

メンバーの資格は、個人格とする（内規を参照のこと）。

第IV章：委員会の資金について

第20条： 委員会の資金は、次により構成されるものとする。

- ・ 助成金
- ・ 寄付
- ・ 遺贈
- ・ 会費（自己開発基金）
- ・ 諸プロジェクトの枠内で設定された基金

しかしながら、助成金、寄付および遺贈については、委員会の活動精神に準拠したものであり、委員会の独立性が妨げられない場合にのみ、認められるものとする。

第 21 条： 委員会を解散する場合、総会は、委員会の資産の目録を作り、類似の目的および慈善や善行の目的、あるいはそのいずれか一つの目的のための活動を行う他の機関、または団体に、この資産を割り当てることを任務とする委員会を指名する。いかなる場合でも、これらの資産を委員会のメンバーに返還したり、メンバー間で分配してはならない。

第 V 章： 税務措置およびその他

第 22 条： 委員会が提案し、総会メンバーの 3 分の 2 以上の賛成をもって認められた場合、委員会は、類似の目的を有するあらゆる機関に加入することができる。

第 23 条： 総会が決定する内規には、本規約の施行方法などの細目を明確に定めるものとする。

表 11.1.4.2 事業実施管理方法(案)

区分	プロジェクトの内 容	種類	実施/管理主体	プロジェクト実施方法	住民負担/負担方法	プロジェクト管理方法	想定利用料/収収方法
農林業 改善	主要穀物優良種 子普及	構造・規格または 仕様	農業専門委員会、探種 農家	①プロジェクト事務所が、INPANを通じ て、探種農家に原種の増殖を委託す る。 ②プロジェクトの農牧林業支援チーム が、原種の増殖維持のための技術指 導を行う。	個々の農家が現金で購入 する。	農業専門委員会が、農家から の受注、農家への原種の配布 および料金の徴収を行う。次年 度以降は、自家採種種子を利 用するため、購入は不要。	探種農家が採種し たミレットとソルガ ムの原種
		農地保全					
		簡易半月工					
		アンドロポゴ ンの等高線 列植					
		サイ					
		農道 掘り直し	生活改善専門委員会	プロジェクト事務所が、資機材と技術者 を提供する。	生活改善専門委員会が、 住民を動員し労働力を提供 する。	畑所有者が農業専門委員会 に、小機材の種類ごとに減価償 却費を納めよう定められた使用 料金を支払って小機材を借り る。 畑所有者が2年ごとに更新す る。	なし

区分	プロジェクトの内 容	種類	構造・規格または 仕様	実施/管理主体	プロジェクト実施方法 実施方法	住民負担分/負担方法	プロジェクト管理方法 管理方法	想定利用料/取組方法
農林業 改善 農林業 改善	小規模かんがい 施設整備	畑地造成 かんがい施 設	一畝刈り、伐採、除 根、溝掃 -沼からの湧水(深 さ6m程度以上は揚 水機設置、それよ り深い場合は手汲 み)	かんがい専門委員会	①野営参加希望者数に基づき、プロ ジェクト事務所が閑雑地と面積を決 定し、土地委員会と協同して土地台帳 を作成する。 ②プロジェクト事務所が営農指導す る。 ③かんがい専門委員との負担割合を 決めた後、プロジェクト事務所が、資機 材と技術者を提供して、施設を建設す る。	①野菜参加者で、かん がい専門委員会を組織す る。 ②かんがい専門委員会参 加者全員が労働力を提供 する。	かんがい専門委員会が、 ①水利用規則を制定する。 ②負担金(減価償却費と維持管 理費の合計を面積割りで負担) を定める。 ③負担金を徴収し、施設の維持 管理、更新を行う。 ④プロジェクト事務所、かん がい専門委員会負担分を返済 する。	負担金は、かんがい専 門委員会が定める金額 とし、かんがい専門委員 会参加者は、野菜作取 種後にかんがい専門委 員会に負担金を支払う。
	土地委員会整備	土地台帳作 成	土地測量 土地所有権者の決 定	土地委員会	土地委員会が、 ①関係する土地所有権者による境界 確認を行い、境界に杭を打つ。 ②測量を実施する。… ③面積を算定する。… ④面積、土地所有権者などを記載した 土地台帳を作成する。	関係する土地所有権者の 立会の手配および測量補 助作業を行う村長2名を、 プロジェクト管理委員会が 提供する。	土地委員会とプロジェクト管理 委員会が、作成された土地台帳 を保管する。	なし(国または郡が負担 する)
	家畜改良	優良牛導入	種雄牛 優良雌牛	牧畜専門委員会	牧畜専門委員会の要請に応じて、プロ ジェクト事務所が貸与する。	牧畜専門委員会が授精料 を精立で、プロジェクト事務 所に100%返済する。住民 は、子牛を授精料として支 払うことも可。	牧畜専門委員会は授精料を設 定し、プロジェクト事務所への 返済金および牛管理の牧畜費 金に充てる。	牧畜専門委員会が定の 授精料1,300FCFA/頭 とし、授精時に、牧畜専 門委員会に支払う。
	飼料生産基金整 備	草地造成/改 修	整地(重機使用) 優良牧草の播種 防護柵設置(金属 フェンス)	生活改善専門委員会	プロジェクト事務所が、重機と技術者を 提供して、草地を造成する。 プロジェクト事務所が、牧草種と防護柵 の材料を供与する	生活改善専門委員会が、 住民を動員し、播種と防護 柵設置を行う。 村負担分は、自己開発基 金から拠出する。	生活改善専門委員会が、住民 を動員して、次の作業を行う。 ①防護柵の定期修繕(年1回) ②草地の定期更新(8~10年ご と) ③更新前年のハルカルージュ突 施	住民の労務提供を基本 として、必要に応じて自 己開発基金から拠出す る。 草地利用者は、1日1頭 当たり10FCFAの利用料 を支払う。
	家畜栄養プ ロック製造	家畜栄養プ ロック製造	小機材(バケツ、 ドラム缶、ボール 等) 材料(尿素、塩、セ メント)	牧畜専門委員会	プロジェクト事務所が、資機材を供与 し、技術指導する。	牧畜専門委員会は、プロジ ェクト事務所へ材料購入を 要請する。	牧畜専門委員会が資機材を管 理し、減価償却費を新年度利用料 を決定する。	利用者が、使用料を支 払う。牧畜専門委員会が その場で徴収する。
	家畜給水施設整 備	沼改修	沼の浚渫	生活改善専門委員会	プロジェクト事務所が、資機材と技術者 を提供する。	生活改善専門委員会が、自己 開発基金で維持管理する。	生活改善専門委員会が、自己 開発基金で維持管理する。	なし

区分	プロジェクトの内容	種類	構造・規格または仕様	実施/管理主体	プロジェクト実施方法	住居負担分/負担方法	プロジェクト管理方法	想定利用料/回収方法
農林業 改善	畜産物流改善	乾燥チーーズ 製造施設	-ハンコ(30m ²) -鋼製枠台 -ナイロン牧場(敷) 網戸 -鋼製牛乳貯蔵タ ンク -穴開き板 -小機材(バケツ、 ビニール缶、ボウ ルなど)	牧畜専門委員会	プロジェクト事務所が、資機材を供与し、技術指導する。	牧畜専門委員会が、住民を動員してハンコ建設の労働力を提供する。	管理方法 牧畜専門委員会が資機材を管理し、減価償却費を随う使用料を決定する。	利用者が、使用料を支払う。牧畜専門委員会がその場で回収する。
	苗木生産	小規模苗畑 コミュニティ -フォレスト	-倉庫 -フェンス -洗井戸 -苗木生産用資機 材	苗木生産技術者	プロジェクト事務所が小規模苗畑を建設する。プロジェクト事務所が、苗木生産技術者に必要資機材を供与し、技術指導する。	なし	プロジェクト事務所の指導の下に、苗木生産技術者が苗木代を設定する。プロジェクト事務所の支援の下に、苗木生産技術者が、住民からの注文を受け、5,000本を限度として苗木生産を行う。 プロジェクト実施期間内はプロジェクト事務所が必要経費を負担し、この間に民営化できるように苗木生産技術者を指導する。	苗木代として、135FCFA/本を想定。料金は、直接苗木生産技術者に支払われる。
農林業 支援 整備	農牧林業支援	穀物銀行	-コンクリート製ミレ ット保管庫(48m ²) -ミレット	農業専門委員会	プロジェクト事務所が、ミレット保管庫を建設する。 プロジェクト事務所が、原資となるミレット400袋を供与する。	農業専門委員会が住民を動員して、ミレット保管庫建設の労働力を提供する。	農業専門委員会は、1500FCFAを徴収して1袋を貸し、収穫後に1袋の返済を促げる現物貸付と、現金7500FCFAを貸し、収穫後に1袋の返済を促げる現金貸付を行う。	現物貸付の場合： 1500FCFA/袋 現金貸付の場合：市価と7500FCFAの差額/袋
		製粉所	-コンクリート製作 集場(16m ²) -製粉のみの1工 程の製粉機	農業専門委員会	プロジェクト事務所が、作業場を建設し、設置費込みで製粉機を供与する。	農業専門委員会が住民を動員して、作業場建設の労働力を提供する。製粉機購入費の一部を女性が負担する。	農業専門委員会は、製粉機操作管理員を1名雇用する。農業専門委員会は、製粉機の減価償却費、燃料費、操作管理員の給料および補修予備費を賄うための使用料を設定する。	25FCFA/1ha(25kg)とし、使用料は、製粉時に製粉機操作管理員が徴収する。
		小規模貯蔵	現金(原資)	農業専門委員会	プロジェクト事務所が、原資を農業専門委員会に貸与する。	農業専門委員会は、5年間で、プロジェクト事務所に原資を返済する。	返済期間は6か月以内とし、金利は10%。	

区分	プロジェクトの内容	種類	実施/管理主体	プロジェクト実施方法	住員負担/負担方法	プロジェクト管理方法	想定利用率/徴収方法
農林業 支援体制 整備	農林業支援	農業経営資金	農業専門委員会	プロジェクト事務所が、原資を農業専門委員会に貸与する。	農業専門委員会は、5年間で、プロジェクト事務所に原資を返済する。	農業専門委員会は、貸付条件を決定する。農業専門委員会は、申請者の返済計画を審査し、融資の可否を決定する。申請内容の可否を決定する。申請表にして、定額総会に報告する。申請にあたっては、連帯保証人を1名確保するものとする。	1年以内の短期融資は金利2%/月、1年から5年以内の長期投資的融資は金利1%/月。
生活環境 改善	農村水施設整備	農村銀行	農業専門委員会	プロジェクト事務所が、格納庫を建設し、資機材経費を負担する。	農業専門委員会が住民を動員して、格納庫建設の労働力を提供する。	農業専門委員会は、各資機材等に減価償却費を算入し使用料を決め、貸し出す。	農業専門委員会が各資機材ごとに設定する使用料(日当たり)。利用者は、使用期間分の使用料を、農業専門委員会に支払い、資機材を借りた。使用期間に変更があった場合は、返却時に精算する。
生活環境 改善	飲料水施設整備	近代井戸 井戸新設 井戸改修	生活改善専門委員会	プロジェクト事務所が、資機材と技術者を提供して、施設を建設する。	生活改善専門委員会が、減価償却費、および維持管理費を算入し負担金を決め徴収する。	生活改善専門委員会が、減価償却費、および維持管理費を算入し負担金を決め徴収する。	生活改善専門委員会が、減価償却費、および維持管理費を算入し負担金を決め徴収する。5FCAを徴収する。
生活環境 改善	情報普及・啓蒙施設	TV受信施設	生活改善専門委員会	プロジェクト事務所が、資機材と技術者を提供して、施設を建設する。	村員負担を、自己開発基金から拠出する。	生活改善専門委員会が、自己開発基金で維持管理する。	なし
生活環境 改善	保健・衛生改善	簡易診療所	生活改善専門委員会、助産師、医薬品管理者	プロジェクト事務所が、必要経費を負担し、緊急医薬品一式供与する。プロジェクト事務所が経費を負担して、助産師と医薬品管理者の研修を近隣の病院で行う。	簡易診療所の建設に必要な労働力を提供する。生活改善専門委員会が、村民の中から助産師と医薬品管理者の研修生を各1名選定する。	医薬品管理者は、使用費から使用料を徴収し、医薬品を補充する。生活改善専門委員会は、医薬品の使用状況、補充状況、資金管理状況を監督する。	医薬品使用1回当たり1,000FCAを、使用時に、医薬品管理者に支払う。助産師へは、診察1回につき500FCAを、出産時には分娩費用3,000FCAを支払う。
生活環境 改善	教育改善	教室の増設 学校園整備 備	父兄グループ	プロジェクト事務所は、教室と井戸建設に必要な技術者と資機材を提供する。政府は、教員を配置する。	既存の父兄グループが、教室と井戸建設の労働力を提供する。父兄グループ代表が、生徒に労務を指導する。	父兄代表が、生徒に野菜栽培の実習授業を行い、収穫した野菜を販売して、必要経費を差し引いた額を学校の維持管理費に充当する。	なし

区分	プロジェクトの内容	種類	構造・規格または仕様	実施/管理主体	プロジェクト実施方法		プロジェクト管理方法	
					実施方法	住民負担分/負担方法	管理方法	想定利用料/徴収方法
生活環境改善	自己開発基金の積立て	プロジェクトの当初の村負担金および村の不特定多数が受益する非収益的なプロジェクトの維持管理費を積み立てる。	-各家庭の家数に配した子ロワール管理委員会メンバー台帳 -式房具	生活改善専門委員会	プロジェクト事務所は、生活改善専門委員会に必要資材を随時提供する。	生活改善専門委員会が、メンバー台帳を作成する。それぞれ、各家庭から1人あたり1,000FCFA/年の負担金を徴収し、自己開発基金に繰り入れる。	管理方法は、生活改善専門委員会が、徴収したお金を管理し、公共的な支出に使う。	想定利用料/徴収方法は、負担金は1,000FCFA/人・年 (= 500FCFA x 2回/年)。現金で支払えない者は、相当額のミレツツを現物提供、または住民共通の労務提供以外の労務(5日間)を提供する。
環境保全	土壌保全対策	草地復元(養土掻き均し)	深さ0.15m 3ha/時間 -リツパ-付きトラクタ-使用 村有新設森林造成 防護用フェンス資材	生活改善専門委員会 生活改善専門委員会	子ロワール管理委員会が、地方政府に実施要請し、地方政府が実施する。 プロジェクト事務所が、必要な資材および苗木を購入する。 苗木は、苗木生産者から購入する。	生活改善専門委員会が、住民を動員して雑草除去を行う。 生活改善専門委員会が、住民を動員し、防護用フェンス製作と植林作業を行う。	子ロワール管理委員会が、住民の利用を規制する。土地の回復が不十分な場合、地方政府が、3年後に更新する。 生活改善専門委員会は、薪炭林の利用管理計画を立て、薪炭林を管理する。薪炭林が育って薪が販売可能になったら、薪木の販売収益で苗木生産者から苗木を購入し、植林する。	なし 薪の販売収益を薪炭林の維持管理費に充てる。

表11.1.4.3 各専門委員会の所管業務（案）

専門委員会名	委員	プロジェクトの種類	所管事項	業務内容		
農業専門委員会	・事務局長 1名 ・会計（女性）1名 ・副会計 1名	プロジェクトの種類 主要穀物優良種子普及	① 農家の意向調査	優良種子の採取希望農家名、配布希望農家名および希望配布数量を記録する。		
			② プロジェクト事務所への報告	農家の意向調査結果をプロジェクト事務所へ報告する。		
			③ 農家への優良種子配布と料金の徴収	農家に料金と引き換えに優良種子を配布する。		
			④ 徴収した料金の納入	徴収した料金をプロジェクト事務所へ納入する。		
			⑤ 活動内容の定期報告	テロワール管理委員会の定期総会で、活動内容を報告する。		
			① プロジェクト事務所との協議	必要な資機材の種類と数量について、プロジェクト事務所と協議する。		
				② 資機材購入費の手当	資機材総費の村負担分の自己調達資金からの拠出を、生活改善専門委員会に申請する。	
			③ 資機材使用料金の設定	資機材の種類ごとに、減価償却費から日当たりの使用料金を設定する。		
				④ 資機材の貸出しと使用料金の徴収	貸出しノートに、使用者名、資機材名、使用期間、使用料金を記載し、使用者から使用料金を徴収する。資機材返却時に使用期間の変更があった場合は、使用料金の精算を行う。ただし、各専門委員会が住民を動員して作業を行う場合は、各専門委員会に必要な資機材を無料で貸し出す。	
			⑤ 徴収金の管理	徴収した使用料金を、農業専門委員会の金庫に保管する。		
		⑥ 資機材の保管と更新	資機材を保管し、老朽化により機能が低下した資機材を更新する。更新費用が不足する場合は、生活改善専門委員会に不足額の補填を要請する。			
		⑦ 住民の動員	格納庫建設に必要な労働力を動員する。			
		⑧ 活動内容の定期報告	テロワール管理委員会の定期総会で、活動内容を報告する。			
		穀物銀行		穀物銀行	① プロジェクト事務所との協議	施設計画および負担割合について、プロジェクト事務所と協議する。
					② 貸付条件の設定	現物貸付と現金貸付の条件を設定する。
					③ 貸付業務の実施	貸し出しノートに、貸付者名、貸付の種類、数量、受渡し金額を記載し、貸付業務を行う。
					④ 徴収金の管理	徴収金を農業専門委員会の金庫に保管する。
⑤ 住民の動員	ミレット保管庫建設に必要な労働力を動員する。					
⑥ ミレットの購入	市場価格の変動を考慮して、ミレットを購入する。					
⑦ ミレットの管理	ミレットを保管庫に保管する。					

専門委員会名	委員	プロジェクトの種類	所管事項	業務内容			
牧畜専門委員会 ・事務局長 1名 ・会計（女性）1名		プロジェクトの種類 製粉所	⑧活動内容の定期報告	テロワール管理委員会の定期総会で、活動内容を報告する。			
			①プロジェクト事務所との協議	製粉機の機種、施設計画および負担割合について、プロジェクト事務所と協議する。			
			②製粉機購入費の負担	製粉機購入費用の村負担分（10%を想定）を女性が負担する。			
			③製粉機操作管理員の雇用、監督および給料の支払い	製粉機操作管理員を雇用し、監督し、給料を支払う。製粉機操作管理員の月給は1,500FCFAを想定（実施段階で改めて決定）し、女性により負担される。			
			④製粉機使用料の設定	製粉機の減価償却費、燃料費、操作管理員の給料および補修予備費を隔うための使用料として、25FCFA/haを設定する。			
			⑤製粉機使用料金の徴収	製粉機操作管理員が使用者から徴収した使用料金を、毎日徴収する。			
			⑥徴収金の管理	徴収した使用料金を農業専門委員会の金庫に保管する。			
			⑦製粉機の更新	積み立てた徴収金で、老朽化により機能が低下した製粉機を更新する。			
			⑧任員の動員	作業場建設に必要な労働力を動員する。			
			⑨活動内容の定期報告	テロワール管理委員会の定期総会で、活動内容を報告する。			
			小規模融資 農業経営資金			①融資条件の設定	融資対象活動と融資条件を設定する。
						②プロジェクト事務所との協議	原資金額と返済条件について、プロジェクト事務所と協議する。
						③原資の保管	プロジェクト事務所から受領した原資を、農業専門委員会の金庫に保管する。
						④融資申請の可否決定	融資申請の内容を検討し、融資の可否を決定する。
						⑤融資実施の実施	返済期日、返済額一覧表を2部作成し、申請者に融資金と一覧表1部を渡す。
						⑥返済金の管理	返済金を事務所の金庫に保管する。
⑦プロジェクト事務所への返済	当初2年間は原資の10%ずつ、3年目に20%、4年目に5年目は30%ずつ返済する。						
優良牛導入			⑧活動内容の定期報告	テロワール管理委員会の定期総会で、活動内容を報告する。			
			①プロジェクト事務所との協議	導入する家畜の種類、数量、返済条件について、プロジェクト事務所と協議する。			
			②優良牛管理の牧草雇用	優良牛管理のための牧草を雇用し、給料を支払う。			
			③授精料の設定	優良牛価格と牧草給料に基づき、授精料を設定する。			
			④授精料の徴収	授精料を徴収し、牧草に授精作業の指示を出す。授精料が子牛で支払われた場合、牧草に管理させ、成牛にしてから売却する。			
			⑤授精料の保管と積立て	徴収した授精料を牧畜専門委員会の金庫に保管し、積み立てる。			
			⑥積立て金の返済	積み立てた授精料で、プロジェクト事務所に優良牛代金を返済する。			

専門委員会名	委員	プロジェクトの種類	所管事項	業務内容		
生活改善 専門委員会	・事務局長 1名 ・副事務局長 (女性) 1名 ・会計1名	乾燥チークス製造 家畜栄養プロ ック製造	①活動内容の定期報告	テロワール管理委員会の定期総会で、活動内容を報告する。		
			②プロジェクト事務所との協議	プロジェクト事務所の研修を受けて、製造技術習得する。		
			③資機材使用料金の設定	施設計画および負担割合について、プロジェクト事務所と協議する。		
			④使用料金の徴収	資機材の減価償却費から使用料金を設定する。		
			⑤徴収金の管理	生産量に応じた使用料金を徴収する。		
			⑥住民への技術指導	徴収した使用料金を畜産専門委員会の金庫に保管する。		
			⑦資機材の更新	住民に製造技術を指導する。		
			⑧活動内容の定期報告	老朽化により機能が低下した資機材を更新する。		
		農道整備			①道路状況の点検	テロワール管理委員会の定期総会で、活動内容を報告する。
					②プロジェクト事務所との協議	雨季の後に、道路の状況を見回り、補修が必要な箇所をチェックする。
草地造成/改修			③地方政府への補修要請発出	補修計画および負担割合について、プロジェクト事務所と協議する。		
			④住民の動員	甚大な被害発生時に、地方政府に修復要請を発出する。		
			⑤村負担分の拠出	道路補修に必要な労働力を動員する。		
			⑥活動内容の定期報告	村負担分を自己開発基金から拠出する。		
			①プロジェクト事務所との協議	テロワール管理委員会の定期総会で、活動内容を報告する。		
			②村負担分の拠出	造成計画および負担割合について、プロジェクト事務所と協議する。		
			③番人の雇用	村負担分を自己開発基金から拠出する。		
			④利用料金の設定	利用料金を徴収する。草地の番人を雇用する。		
			⑤徴収金の管理	1日1頭当たりの草地利用料金を設定する。		
			⑥草地の維持管理	徴収した利用料金を、生活改善専門委員会の金庫に保管する。		
家畜給水施設 整備 飲料水施設整 備 情報普及・啓 蒙施設整備 簡易診療所			⑦住民の動員	補修が必要になった場合は、住民の労務提供、または自己開発基金からの拠出によって補修する。		
			⑧活動内容の定期報告	草地の維持管理と更新前年のハルカージェのための労働力を動員する。		
			①プロジェクト事務所との協議	テロワール管理委員会の定期総会で、活動内容を報告する。		
			②村負担分の拠出	施設計画および負担割合について、プロジェクト事務所と協議する。		
			③施設の維持管理	村負担分を自己開発基金から拠出する。		
			④住民の動員	補修が必要になった場合は、住民の労務提供、または自己開発基金からの拠出によって補修する。		
			⑤活動内容の定期報告	必要な労働力を動員する。		
			①プロジェクト事務所との協議	テロワール管理委員会の定期総会で、活動内容を報告する。		
			②プロジェクト事務所との協議	救急薬品の種類、数量および負担割合について、プロジェクト事務所と協議する。		
			③村負担分の拠出	村負担分を自己開発基金から拠出する。		

専門委員会名	委員	プロジェクトの種類	所管事項	業務内容
かんがい専門委員会	リーダー1名	小規模かんがい施設整備	③助産婦、医薬品管理者の選出	村人の中から、研修を受けて助産婦、医薬品管理者となる者を各1名選出する。
			④救急薬品使用料、助産婦診療料および分娩費用の設定	助産婦および医薬品管理者と相談して、救急薬品の使用料、助産婦の診療料および分娩費用を設定する。
			⑤徴収金管理状況の監督	助産婦および医薬品管理者の徴収金保管状況を監督する。
			⑥救急薬品補充状況の監督	助産婦および医薬品管理者の救急薬品補充状況を監督する。
			⑦住民の動員	簡易保健所建設に必要な労働力を動員する。
			⑧活動内容の定期報告	テロワール管理委員会の定期総会で、活動内容を報告する。
			①自己開発基金負担額の設定	年間1人当たりの負担金額を設定する。現金以外の場合（ミレット現物、労務提供）は、その条件を決定する。
			②負担金の徴収	負担金を徴収し、住民台帳に記帳する。
			③負担金の管理	徴収した負担金を、自己開発基金として生活改善専門委員会の金庫に保管する。
			④プロジェクト当初の村負担金の拠出	各専門委員会の長からの申請を受け、プロジェクトの当初村負担額を自己開発基金から拠出する。
			⑤公共的プロジェクトの維持管理費の拠出	村の不特定多数が受益する非収益的なプロジェクトの維持管理費を自己開発基金から拠出する。
			⑥負担金額の見直し	プロジェクトが開始され、支出の用途が公共的プロジェクトの維持管理費に限定されてきた段階で、年間の支出総額に基づき負担金額の見直しを行う。
			⑦活動内容の定期報告	テロワール管理委員会の定期総会で、活動内容を報告する。
土壌保全（表土掻き均し）		土壌保全（植林）	①住民の動員	雑物除去に必要な労働力を動員する。
			②活動内容の定期報告	テロワール管理委員会の定期総会で、活動内容を報告する。
			①新造林の利用管理計画の作成	薪炭林の植林計画、伐採計画を立てる。
			②プロジェクト事務所との協議	植林用の樹種、数量と必要な資材の手当および負担割合について、プロジェクト事務所と協議する。
			③住民の動員	植林と防護フェンス製作に必要な労働力を動員する。
			④薪木の販売	薪炭林が生育したら、薪として販売する。
かんがい専門委員会			⑤販売収益金の管理	販売収益金を、生活改善専門委員会の金庫に保管する。
			⑥苗木の購入	薪木の販売収益金で、苗木生産者から植林用の苗木を購入する。
			⑦活動内容の定期報告	テロワール管理委員会の定期総会で、活動内容を報告する。
			①小規模かんがい参加希望者の把握	小規模かんがい参加希望者を把握する。
			②プロジェクト事務所との協議	施設計画、負担割合およびかんがい専門委員会負担分の返済条件について、プロジェクト事務所と協議する。
			③土地台帳作成の補助	土地委員会の土地台帳作成作業を補助する。

専門委員会名	委員	プロジェクトの種類	所管事項	業務内容
父兄グループ（既存組織）	リーダー1名	教室の増設 学校農園整備	④土地所有権者、土地使用権者との協議	土地所有権者、土地使用権者とかがんがいで畑整備についての協議を行い、合意を形成する。
			⑤小規模かかんがいが参加者の決定	施設計画に基づき、参加者数と参加者を決定する。
			⑥小規模かかんがいが参加者の動員	小規模かかんがいで施設整備に必要な労務提供のため、参加者を動員する。
			⑦畑区画の配分	整地された畑区画を参加者に配分する。
			⑧水利用規則の制定	水利用規則を制定する。
			⑨負担金額の設定	施設の減価償却費、維持管理費およびプロジェクト事務局へのかんがいで専門委員会負担分の返済を賄う負担金額を面談割りで設定する。
			⑩負担金の徴収	乾季作取穫後に、配分面積に応じた負担金を徴収する。
			⑪徴収金の保管	徴収した負担金をかかんがいで専門委員会の金庫に保管して、積み立てる。
			⑫かかんがいで専門委員会負担分の返済	積み立てた徴収金で、プロジェクト事務局へかかんがいで専門委員会負担分を返済していく。
			⑬かかんがいで施設の維持管理	積み立てた徴収金で、かかんがいで施設の維持管理を行う。
			⑭活動内容の定期報告	テロワール管理委員会の定期総会で、活動内容を報告する。
			⑮プロジェクト事務局との協議	施設計画および負担割合について、プロジェクト事務局と協議する。
			⑯父兄の動員	学校施設整備および補修作業に必要な労務提供のため、父兄を動員する。
			⑰学校施設整備、補修資金の手当	学校施設の整備、または補修のための村負担金が必要な場合、自己開発基金からの拠出を生活改善専門委員会に要請する。
			⑱教員配置要請の発出	園に教員の配置要請を発出する。
苗木生産技術者	リーダー1名	小規模畑	⑤野菜栽培実習のための講師の割当て	野菜栽培実習の父兄を、実習授業（野菜栽培）の講師に割り当てる。
			⑥野菜の販売	実習授業で収穫した野菜を販売する。
			⑦収益金の積立て	必要経費を差し引いた収益金を事務局の金庫に保管し、学校施設の維持管理費に充当する。
			⑧活動内容の定期報告	テロワール管理委員会の定期総会で、活動内容を報告する。
			⑨住民が必要とする苗木の種類、本数の把握	住民の要望に沿った苗木生産を行うため、プロジェクト事務局と協同で調査する。
			⑩苗木の受注	住民から苗木生産を受注する。
			⑪苗木の生産	プロジェクト事務局の技術および資金の支援を受けて、苗木生産を行う。
			⑫プロジェクト事務局からの自立	プロジェクト終了時までには、技術を修得し、畑を自己管理できる能力を身に付け自立する。
			⑬活動内容の定期報告	テロワール管理委員会の定期総会で、活動内容を報告する。

表 11.1.4.4 プロジェクト評価表 (案)

①プロジェクト施設建設方法の評価

プロジェクト施設名	A	B	C	Dほか
建設方法	良 可 不可	良 可 不可	良 可 不可	良 可 不可
理由				
改善方法				

②プロジェクト施設機能の評価

プロジェクト施設名	A	B	C	Dほか
機能	良 可 不可	良 可 不可	良 可 不可	良 可 不可
理由				
改善方法				

③プロジェクト施設管理の評価

プロジェクト施設名	A	B	C	Dほか
管理方法	良 可 不可	良 可 不可	良 可 不可	良 可 不可
理由				
改善方法				

④テロワール管理組織の評価

テロワール管理組織名	総会	執行部	会計監査	農業専門委員会
機能	良 可 不可	良 可 不可	良 可 不可	良 可 不可
理由				
改善方法				

牧畜専門委員会	生活改善専門委員会	かんがい専門委員会	父兄グループ	苗木生産技術者
良 可 不可	良 可 不可	良 可 不可	良 可 不可	良 可 不可

11. 2 維持管理計画

15年間の本開発基本計画(M/P)の実施期間終了後の維持管理体制に関しては、次のとおりとする。

村レベルでの施設および事業のうち、効果が発揮できる部分から、公共的なものについては、主にテロワール管理委員会の各専門委員会などのグループが引き続き維持管理し、農家個々に所属するものについては個別農家で維持管理することとなる。

中央や地方の政府の既存施設を改修、あるいは新設し、かつ、技術支援を得ながら実施する事業については、完了した施設からそれぞれの政府機関に移譲されることとなる。

中央や地方の政府は、住民の生活水準、農業生産水準などの発展の段階に応じ、継続して各種支援を行う責務がある。よって、必要に応じ各事業を継続して実施し、それら事業のために移譲された施設が善良な管理のもとで有効活用されることを前提とする。なお、事業実施期間完了後に想定される維持管理組織一覧表は、表 11.2.1 に示している。

表 11.2.1 事業実施期間完了後の維持管理組織一覧表

◎：維持管理組織
○：維持管理支援組織(技術・予算)

部門・計画名	維持管理組織					組織名	備考
	① アグリ 外事務所	② 政府 機関	③ 70- 管理 (村)	④ 個別農 家	⑤ その他		
1. 農牧林業改善計画							
1) 農業部門							
(1) 主要穀物優良種子普及				◎		個別農家で種子を再生産	
種子センター整備							
採種ほ委託(ミレット)							
採種ほ委託(ソルガム)							
(2) 農地保全							
石積み				◎		個別農家	農業専門委員会
パト・畦・コン等高線列植				◎		個別農家	農業専門委員会
サイ				◎		個別農家	農業専門委員会
簡易半月ほ				◎		個別農家	農業専門委員会
(3) 農道整備							
農道		○				生活改善専門委員会	公共事業局郡事務所
コリ橋断工		○				生活改善専門委員会	公共事業局郡事務所
(4) 大規模かんがい施設改修							
大規模かんがい施設改修						ONAHA, 水田協同組合	
(5) 小規模かんがい施設整備							
造成				◎		かんがい専門委員会	
小規模ダム建設				◎		生活改善専門委員会	
沼改修(テラ)							
沼整備(フィレンダ)				◎		生活改善専門委員会	
沼整備(ウアラム)				◎		生活改善専門委員会	
沼整備(テラ)				◎		生活改善専門委員会	
(6) 農産物流通改善							
① 市場管理システム整備							
事務所整備		◎				農業牧畜省財務管理局	
情報収集(ティラベリ市、ニアメ布)		◎				ティラベリ市、ニアメ布	
情報収集(ニジェール国全体)		◎				農業牧畜省農業局	
② 集出荷施設整備モデル事業							
集出荷施設整備				◎		かんがい専門委員会	
(7) 土地委員会整備							
土地台帳作成		◎					土地委員会(郡)

部門・計画名	維持管理組織					組織名		備考
	① 外部事務 所	② 政府 機関	③ ワーク 管理 (PT)	④ 個別農 家	⑤ その他	◎の組織名	○の組織名	
2) 牧畜部門								
(1) 家畜改良		◎				Toukounous牧場		
家畜改良センター			◎			牧畜専門委員会		
種雄牛導入			◎			牧畜専門委員会		
優良雌牛導入								
(2) 飼料生産基盤整備						生活改善専門委員会		
草地造成			◎			生活改善専門委員会		
草地改修			◎			牧畜専門委員会		
家畜栄養ブロック製造施設			◎					
(3) 家畜給水施設整備						生活改善専門委員会		
深井戸改修 (60m)			◎			生活改善専門委員会		
井戸改修 (30m)			◎			生活改善専門委員会		
井戸新設 (30m)			◎					
(4) 家畜衛生改善		◎				県牧畜業畜産関連産業局		
家畜診療所						(DDEIA)郡部局		
家畜補償施設		◎				県牧畜業畜産関連産業局		
(5) 家畜管理施設						(DDEIA)郡部局		
モデル酪農場		○		◎		個別農家	農牧省牧畜局	
養蜂農家				◎		個別農家		
(6) 畜産物流通改善								
生乳集出荷施設			◎			牧畜専門委員会		
乾燥チーズ製造施設			◎			牧畜専門委員会		
ヨーグルト製造施設			◎			牧畜専門委員会		
3) コミュニティーフォレスト部門								
(1) 苗木生産								
中央苗畑改修		◎				郡森林事務所		
小規模苗畑新設		○		◎		苗木生産技術者	郡森林事務所	
コミュニティーフォレスト				◎		苗木生産技術者		

部門・計画名	維持管理組織					組織名		備考
	① プロジェクト事務所	② 政府機関	③ サポート管理(村)	④ 個別農家	⑤ その他	◎の組織名	○の組織名	
2. 農牧林業支援体制整備計画								
(1) 農牧林業支援(組織、技術などの支援)								
農牧林業支援チーム施設整備	◎						プロジェクト事務所	
農牧林業支援チーム運営	◎						プロジェクト事務所	
農牧林業支援センター施設整備	◎						プロジェクト事務所	
農牧林業支援センター管理	◎						プロジェクト事務所	
(2) 農牧林業支援(金融などの支援)								
穀物銀行、製粉所			◎				農業専門委員会	
小規模融資制度			◎				農業専門委員会	
農業経営資金			◎				農業専門委員会	
資機材銀行			◎				農業専門委員会	
3. 生活環境改善計画								
(1) 飲雑用水施設整備								
小規模水道			◎				生活改善専門委員会	
近代的井戸(100m)			◎				生活改善専門委員会	
井戸新設(30m)			◎				生活改善専門委員会	
井戸改修(30m)			◎				生活改善専門委員会	
(2) 情報普及・啓蒙施設								
(3) 保健・衛生改善								
簡易診療所			◎				生活改善専門委員会	
(4) 教育改善								
教室			◎				生活改善専門委員会	
学校農園整備			◎				父兄グループ	
4. 環境保全計画								
(1) 土壌保全対策								
土壌保全(表土掻き均し)						◎	生活改善専門委員会	
土壌保全(植林(郡))					◎		郡森林事務所	
土壌保全(植林(小郡))					◎		郡森林事務所	
土壌保全(植林(村))					◎		生活改善専門委員会	

11.3 事業実施期間と事業配分

(1) 準備期間

2000年より実施する本開発基本計画(M/P)は、1999年を詳細設計および資金調達の間とし、その後は優先度に応じて準備していくものとする。

(2) 実施期間

2000～14年の15年間を実施期間とし、5年間ずつの前期、中期、後期に分割する。各事業は、それぞれの事業計画に従って実施するものとするが、第9章の優先プロジェクトは、前期から実施する(図11.3.1参照)。

図 11.3.1 事業実施計画年度割

部門・計画名	前期					中期					後期				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
1. 農牧林業改善計画															
1) 農業部門															
(1) 主要穀物優良種子普及プロジェクト															
種子センター整備	■														
採種ほ委託(ミレット)	■	■	■	■	■										
採種ほ委託(ソルガム)	■	■	■	■	■										
優良種子配布(ミレット)	■	■	■	■	■										
優良種子配布(ソルガム)	■	■	■	■	■										
(2) 農地保全プロジェクト															
石積み	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
アンドロポゴン等高線列植	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
ザイ	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
簡易半月工	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
(3) 農道整備プロジェクト															
農道	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
コリ横断工	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
(4) 大規模かんがい施設改修プロジェクト															
大規模かんがい施設改修	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
(5) 小規模かんがい施設整備プロジェクト															
造成	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
小規模ダム建設	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
沼改修(テラ)	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
沼整備(フィレンゲ)	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
沼整備(ウアラム)	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
沼整備(テラ)	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
(6) 農産物流通改善プロジェクト															
① 市場管理システム整備															
事務所整備	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
情報収集(ティラベリ市、ニアメ市分)	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
情報収集(ニジェル国全体)	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
② 集出荷施設整備															
集出荷施設整備	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
(7) 土地委員会整備プロジェクト															
土地委員会設置	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
土地台帳作成	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2) 牧畜部門															
(1) 家畜改良プロジェクト															
家畜改良センター	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
種畜導入	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
(2) 飼料生産基盤整備プロジェクト															
草地造成	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
草地改修	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
家畜栄養ブロック製造施設	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
(3) 家畜給水施設整備プロジェクト															
深井戸改修	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
井戸改修	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
井戸新設	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
沼改修	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

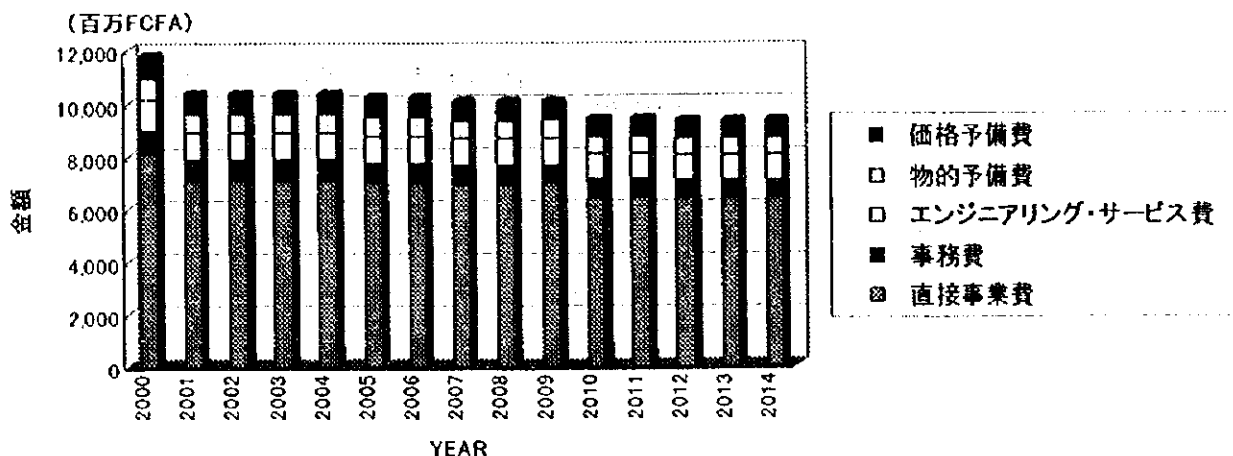
部門・計画名	前期					中期					後期				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
(4)家畜衛生改善プロジェクト 家畜診療所 家畜補償施設															
(5)家畜管理施設プロジェクト モデル酪農場 養蜂農家															
(6)畜産物流通改善プロジェクト 生乳集出荷施設 乾燥チーズ製造施設 ヨーグルト製造施設															
3)コミュニティーフォレスト部門 (1)苗木生産プロジェクト 中央苗畑改修 小規模苗畑 コミュニティーフォレスト															
2. 農牧林業支援体制整備計画 (1)農牧林業支援体制(組織、技術などの支援) 農牧林業支援チーム施設整備 農牧林業支援チーム運営 農牧林業支援センター施設整備 農牧林業支援センター管理 (2)農牧林業支援制度(融資などの支援) 穀物銀行、製粉所 小規模融資制度 農業経営資金 資機材銀行															
3. 生活環境改善計画 (1)飲用水施設整備プロジェクト 小規模水道 近代的井戸 井戸新設 井戸改修 (2)情報普及・啓蒙施設整備プロジェクト (3)保健・衛生改善プロジェクト 簡易診療所 (4)教育改善プロジェクト 教室 学校農園整備															
4. 環境保全計画 (1)土壌保全対策プロジェクト 土壌保全(表土掻き均し) 土壌保全(植林)															

11.4 資金調達構想

(1) 開発基本計画 (M/P)

本 M/P 全体を実施する場合の年度別の事業費は、事業開始初年度(2000 年)が一番大きく 11,780 百万 FCFA (21.4 百万 US\$) で、残りの期間 (14 年間) は約 10,338 百万 FCFA/年から 9,302 百万 FCFA/年と少なくなる (図 11.4.1 参照)。

図 11.4.1 年度別事業費



ニジェール国政府は、国全体の 1998 年度の公共投資予算を 101.5 十億 FCFA と見込んでおり、このうち、93.3%が外部からの支援（有償援助、無償援助）である。県別の割り当て額は不明であるが、ニアメ都市共同体とそれ以外の 7 つの県のあわせて 8 つで国全体の公共投資予算を割ると 1 県当たり 12.7 十億 FCFA となる。仮に、この額がティラベリ県への公共投資総額とすると、本事業開始年度の事業額は 12.7 十億 FCFA の 92.7%となる。本 M/P の実施初年度必要額、11.8 十億 FCFA のうち、住民参加による受益者負担分が約 16%見込むことができるが、前述の公共投資総額を本 M/P の実施に充当することは、現在、実施中のプロジェクトを中止せざるを得なくなるという問題が生じることから、さらなる外部機関への資金要請が必要である。このため、資金調達に関し、次の事項を提言する。

- ①構造調整政策の推進
- ②地方分権化の推進
- ③徴税機能の強化
- ④住民負担分の多いものから優先して実施
- ⑤援助機関への要請

(2) 優先プロジェクト

優先プロジェクトのうち、調査地域対象支援プロジェクトを構成する各プロジェクトの事業量、直接事業費、事業期間を表 11.4.1 に示している。農牧林業支援体制強化プロジェクトと苗木生産プロジェクトは、調査地域内の 40 村を対象とするが、主要穀物優良種子普及プロジェクトと家畜改良プロジェクトは調査地域全体を対象とする。

表 11.4.1 調査地域対象支援プロジェクトの内容

事業名	単価 ('000 FCFA)	事業量	事業費 (million FCFA)	事業期間 (年間)
(1)農牧林業支援体制強化プロジェクト			2,648.0	15
農牧林業支援チーム施設整備	15,000.0	1.0 カ所	15.0	1
農牧林業支援チーム運営	51,600.0	15.0 年	774.0	15
農牧林業支援センター施設整備	70,500.0	6.0 カ所	423.0	1
農牧林業支援センター管理	57,600.00	6.0 カ所	345.6	15
農牧林業支援制度			1,090.4	10
穀物銀行、製粉所	9,160.0	40.0 カ所	366.4	10
小規模融資制度	600.0	40.0 カ所	24.0	10
農業経営資金	3,000.0	40.0 カ所	120.0	10
資機材銀行	14,500.0	40.0 カ所	580.0	10
(2)主要穀物優良種子普及プロジェクト			182.6	7
種子センター整備	82,700.0	1.0 カ所	82.7	1
採種ほ委託 (ミレット)	27.7	2,708.0 ha	75.1	5
採種ほ委託 (ソルガム)	21.8	1,137.0 ha	24.8	5
(3)家畜改良プロジェクト			521.1	15
家畜改良センター	325,150.0	1.0 カ所	325.2	1
種雄牛導入	180.0	525.0 頭	94.5	15
優良雌牛導入	112.5	900.0 頭	101.3	15
(4)苗木生産プロジェクト			737.1	12
中央苗畑改修	49,985.0	6.0 カ所	299.9	5
小規模苗畑	10,600.0	40.0 カ所	424.0	10
コミュニティフォレスト	66.0	200.0 ha	13.2	12
合計 (直接事業費)			4,088.8	

次に、モデル・パイロットプロジェクトの対象としている 3 村の事業量、直接事業費を表 11.4.2 に示している。事業実施期間は 3 村とも 5 年間とする。村別の事業費を比較した場合、Dyabou 村が 862 百万 FCFA と、他の 2 村の 3 倍から 4 倍の額になる。その理由は、Dyabou 村進入道路にある潜り橋の建設と、それに付帯するかんがい畑の造成にかかる費用が、他の 2 村に比較して大きいことにある。

表 11.4.2 モデル・パイロットプロジェクトの内容

	単 位	Dyabou 村		Kouregou 村		Tidani 村		合計	
		事業量	事業費 million FCFA	事業量	事業費 million FCFA	事業量	事業費 million FCFA	事業量	事業費 million FCFA
(1)農地保全工									
石積み工	ha	465.0	95	380.0	7.8	180.0	3.7	1,025.0	21.0
アフリカコン列植	ha	0.0	0.0	285.0	0.0	0.0	0.0	285.0	0.0
ザイ	ha	580.0	0.0	480.0	0.0	225.0	0.0	1,285.0	0.0
簡易半月工	ha	350.0	0.0	0.0	0.0	270.0	0.0	620.0	0.0
(2)農道整備									
農道	km	2.0	14.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	14.0
コリ橋新工	カ所	3.0	21.0	3.0	21.0	1.0	7.0	7.0	49.0
(3)小規模かんがい施設整備									
造成	ha	11.0	187.0	1.0	17.0	0.2	3.4	12.2	207.4
ダム建設	カ所	1.0	550.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	550.0
沼改修	カ所	0.0	0.0	1.0	18.0	0.0	0.0	1.0	18.0
(4)農産物流通改善									
集出荷施設整備	カ所	1.0	20.3	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	20.3
(5)土地委員会整備									
土地台帳作成	カ所	0.1	5.0	1.0	50.0	1.0	50.0	2.1	105.0
(6)飼料生産基盤整備									
草地造成	ha	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	30.0	100.0	30.0
家畜栄養ブロック製造	カ所	19.0	0.4	17.0	0.3	15.0	0.3	51.0	1.0
(7)家畜給水施設整備									
深井戸改修	カ所	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	4.0	1.0	4.0
井戸新設	カ所	0.0	0.0	1.0	9.0	0.0	0.0	1.0	9.0
(8)畜産物流通改善									
生乳集出荷施設	カ所	1.0	16.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	16.0
乾燥子ーズ製造施設	カ所	3.0	1.4	4.0	1.9	4.0	1.9	11.0	5.2
ヨーグル製造施設	カ所	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(9)飲料水施設整備									
近代的井戸	カ所	1.0	10.0	8.0	106.4	5.0	66.5	14.0	182.9
井戸新設	カ所	1.0	1.0	1.0	1.0	0.0	0.0	2.0	2.0
井戸改修	カ所	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	4.0	1.0	4.0
(10)情報普及・啓蒙施設									
太陽発電TV	カ所	1.0	0.7	1.0	0.7	1.0	0.7	3.0	2.1
(11)保健・衛生改善									
簡易診療所	カ所	1.0	5.6	1.0	5.6	1.0	5.6	3.0	16.8
(12)教育改善									
教室	カ所	1.0	8.5	2.0	17.0	1.0	8.5	4.0	34.0
学校農園整備	カ所	1.0	7.2	1.0	7.2	1.0	7.2	3.0	21.6
(13)土壌保全対策									
土壌保全(表土掻き均し)	ha	300.0	3.9	0.0	0.0	320.0	4.1	620.0	8.0
土壌保全(植林(村))	ha	25.0	0.5	25.0	0.5	25.0	0.5	75.0	1.5
合計(直接事業費)									
			862.0		263.4		197.4		1,322.8

*1) 農地保全工は、原則、営農作業の一環で対応することとし、石積み工のうちの輸送費にかかる費用のみを事業費として計上している。

第12章 提言

本開発基本計画(M/P)は、調査地域の持続的な農牧林業の展開と生活環境の向上を通じて、砂漠化防止に貢献することを目的としている。本M/Pの実施により、前述の目的が達成されれば、調査地域はもとより、ニジェール国、ひいてはサヘル諸国の砂漠化防止のモデルケースとなる。しかしながら、本M/Pを円滑に実施するためには、解決すべき課題も多い。

ここでは、本M/Pの実施にあたり、とくに、留意すべき次の事項を提言する。

(1) 事業化のための準備

ニジェール国政府は、本M/Pを盛り込んだ国家投資計画を策定すべきである。この場合、ニジェール国政府は、構造調整政策や地方分権化を積極的に推進する必要がある。また、CNEDDは、この国家投資計画の情報を各種のドナーに開示し、重複しないように調整すべきである。このM/Pに基づいた事業化のための準備をできるだけ速やかに行い、着実に実施して、砂漠化防止に貢献すべきである。

とくに、優先プロジェクトである「調査地域対象支援プロジェクト」や「モデル・パイロットプロジェクト」については、前述の国家投資計画を砂漠化対処条約(CCD)事務局やIFADなどと協議するとともに、技術協力の要請と資金の調達を早急に実施すべきである。

(2) ニーズの再確認と詳細な設計

本M/Pは、調査地域の砂漠化防止に関する基本的な方向を示したものであり、本M/Pの実施にあたっては、事業実施の妥当性を確認するために、ニーズの再確認と詳細な調査や設計を行うべきである。この場合、前項の事業化の準備内容との整合を確認する必要がある。なお、家畜改良プロジェクトの人工授精の実施については、牧畜民に家畜改良による生産性向上の意識が醸成されていないため、意識の成熟度をみながら再検討すべきである。

(3) 人口増加率の低減

本M/Pで策定した優良種子普及や農地保全対策が、計画どおり実施されても、年3.3%の人口増加率で推移した場合、現況(1996年)の食糧自給率88.2%は、目標年(2014年)には、61.2%に落ち込む。このことは、人口増加が、現状のままで推移する限り、食糧自給率は改善されないことを意味している。また、この人口増加率に関連して、初等教育や保健・衛生などの分野でも同じことがいえる。したがって、政府は、本M/Pの効果を高めるためにも、家族計画の実施ばかりでなく、識字率や保健・衛生の向上により人口増加率の低減に積極的に取り組むべきである。

(4) 土地委員会への予算配分と土地登記へのインセンティブの付与

砂漠化の進行は、人口増加により、さらに加速される。このことにより村民の土地に対する紛争はますます多くなる。有効な土地利用の推進にあたっては、土地権利関係を明確にしておく必要がある。

政府は、農事法典に規定された土地委員会の設置および適切な運営のための予算を優先的に配分するとともに、土地台帳の作成の達成率が高い村に対しては、プロジェクトを優先的に実施するというようなインセンティブを、当該村に付与すべきである。

(5) テロワール管理手法の啓蒙と指導

本手法の導入は、村民の自治能力(Empowerment)を向上させることができるため、事業の質や継続性を確保するうえで、極めて重要である。ニジェール国政府は、テロワール管理委員会の設置やその後の管理・運営、評価に至るまでのノウハウを村民に啓蒙させ、さらに、関係機関への指導を行うべきである。

(6) 女性の地位向上と具体的指標の設定

女性は、農事、家事、育児などの大きな役割を担っている。政府は、このような女性の役割を認識し、女性の地位向上に関する施策を事業の計画、実施、維持管理などの各段階において、配慮すべきである。たとえば、現在、土地所有は、男性に偏っているが、事業実施後には、女性の所有する具体的指標(比率)を設定し、その達成度を公表すべきである。

(7) 薪炭材の持続的供給

首都ニアメへのエネルギーとしての薪炭材の供給は、「薪炭材市場設立のための法令」により、コロとサイの両郡で、住民の自主管理に基づく薪炭材供給がパイロット的に実施されている。将来とも、持続的な伐採ができるように、このプロジェクトを他の4郡にも早急に拡大させるべきである。また、各郡に中央苗畑を整備し、その中にモデル植林地を展示し、住民への啓蒙を図るべきである。

(8) 市場流通の段階的整備

市場流通については、現状では貧弱な体制にある。農民の組織化、市場情報管理システム、仲買人登録、市場法に関連する法制度などを整備する必要がある。また、生産地の形成とあわせて、集出荷や加工の施設整備、農畜産物の規格化、輸出市場の動向把握などにより、効率的な市場流通の整備を行うべきである。

(9) 小規模融資制度の導入

営農に関する資機材購入資金は、とくに女性からのニーズが多い。この種の金融は、TAIMAKO 信用金庫に実績があり、フランス国の小規模融資は、資機材のほか、穀物銀行、家畜肥育、手工業などが対象となっている。また、過去に実施した小規模

融資の返済率は、98～100%の実績がある。農業や農村の近代化のためには、この種の小規模融資は不可欠である。テロワール管理委員会が窓口になり、連帯保証を行うことにより効率的な融資が展開できる。ニジェール国政府は、低利、かつ長期の小規模融資の資金を早急に調達すべきである。

(10) 人材の育成と確保

事業の実施により、住民の社会経済条件の向上が期待できる項目は、①農家の食糧自給率の向上、②教育水準の向上、③保健・衛生の改善、④貧困の軽減などが挙げられる。これらの改善や前述の9項目の提言を適宜に、かつ有効に実施するためには、優良な指導者や関係者による忍耐強い取組みが重要である。ニジェール国政府は、国、県、郡、小郡、村の各レベルにおいて、「持続的な開発や生活環境の向上」のために必要な人材の育成と確保を優先させなければならない。

付属資料

1. ステアリングコミッティ委員リスト

ステアリングコミッティ委員リスト

1	水利環境省調査計画地域統合局局長
2	水利環境省調査計画地域統合局調査課長
3	水利環境省農業土木局局長
4	水利環境省環境局局長
5	農業牧畜省農業局局長
6	農業牧畜省畜産局局長
7	水利環境省水資源局局長
8	計画省代表者
9	社会開発/人口/婦人向上/児童保護省代表者
10	持続開発国家環境評議会代表者
11	本調査団

Composition du comité de pilotage

1	Directeur des études, de la Programmation et de L'Intégration Régionale, MII/E
2	Chef de Service Etudes, DEPIR/MIH/E
3	Directeur du Génie Rural, MII/E
4	Directeur de l'Environnement, MII/E
5	Directeur de l'Agriculture, MAg/El
6	Directeur de l'Elevage, MAg/El
7	Directeur des Ressources en Eau, MII/E
8	Représentant du Ministère du Plan
9	Représentant du Ministère du Développement Social, de la Population, de la Promotion de la Femme et de la Protection de l'Enfant
10	Représentant du Secrétariat Exécutif du CNEDD
11	Equipe de l'étude sur place envoyée par JICA

2. 調査団リスト

調査団リスト

調査団員	担当分野
坂本 宣美	総括
八木 正広	農村社会／環境
丸山 恵三	農業
神谷 康雄	牧畜業
与那嶺 眞徳	農業支援・農民組織
大木 捷利	農業・農村基盤
作田 竜一	土壌保全
保久 丈太郎	コミュニティ・フォレスト
笹森 洋	土地利用／リモートセンシング
大須賀 公郎	設計・積算／事業評価
新実 光一郎	業務調整

Liste des membres de l'Equipe de l'étude

Nom	Domaine
Nobuyoshi Sakamoto	Synthèse
Masahiro Yagi	Société rurale/Environnement
Keizo Maruyama	Agriculture
Yasuo Kamiya	Elevage
Shintoku Youamine	Soutien à l'agriculture / organisation des fermiers
Katsutoshi Ohki	Infrastructures agricoles rurales
Ryuichi Sakuta	Conservation des soles
Jotaro Yasubisa	Forêt communautaire
Hiroshi Sasanori	Utilisation des soles/ télédétection
Kimio Osuga	Schéma, calcul /évaluation du projet
Koichiro Niinomi	Coordination

3. カウンターパートリスト

カウンターパートリスト

カウンターパート名	日本側 C/P	分野	所属
Wata Issoufou Yaya Madougou Bojkari Issaka	坂本 宣美	水利/森林技術 農業経済 農業土木	水利環境省調査計画地域統合局 計画省 水利環境省農業土木局
Mahanane Boubakar Issaka Hachimou	八木 正弘	社会/経済 水利/森林技術	水利環境省調査計画地域統合局 水利環境省環境局
Abdoul Aziz Oumar	丸山 恵三	農業	農業牧畜省農業局
Madagi Bagoudou	神谷 康雄	畜産	農業牧畜省畜産局
Mme Tagaza Safi Moutari Mahamane	与那嶺 眞徳	行政(婦人開発) 農業	社会開発/人口/婦人向上/児童保護省婦人向上局 農業牧畜省農業局
Amadou Dan Jimo	大木 捷利	農業土木	水利環境省農業土木局
Moussa Inja	作田 竜一	農村開発	水利環境省農業土木局
Abdou Maicharou	保久 丈太郎	水利/森林技術	水利環境省環境局
Hamani Saley	笹森 洋	衛星画像解析	水利環境省環境局
Sadikou Moutari	大須賀 公郎	事業評価	計画省

Liste des homologues nigériens

Nom	Homologues Japonaise	Spécialités	Structures
Wata Issoufou Yaya Madougou Bojkari Issaka	Nobuyoshi Sakamoto	Ingénieur des Eaux/forêts Agro-Economiste Ingénieur de Génie Rurale	DEPIR/MH/E CNEDD/MP DGR/MH/E
Mahanane Boubakar Issaka Hachimou	Masahiro Yagi	Sociologue/Economiste Ingénieur des Eaux/Forêts	DEPIR/MH/E DE/MH/E
Abdoul Aziz Oumar	Keizo Maruyama	Ingénieur Agronome	DA/Mag/EI
Madagi Bagoudou	Yasuo Kamiya	Pastoraliste	DEI/Mag/EI
Mme Tagaza Safi Moutari Mahamane	Shintoku Yonamine	Chef de Bureau d'Administration Ingénieur Agronome	DPF/MDS/P/PF/PE DA/Mag/EI
Amadou Dan Jimo	Katsutoshi Ohki	Ingénieur de Génie Rurale	DGR/MH/E
Moussa Inja	Ryuichi Sakuta	Ingénieur des Travaux Ruraux	DGR/MH/E
Abdou Maicharou	Jotaro Yasuhisa	Ingénieur des Eaux/Forêts	DE/MH/E
Hamani Saley	Hirushi Sasamori	Ingénieur E/FTélétection	DE/MH/E
Sadikou Moutari	Kimio Osuga	Spécialiste en évaluation des projets	MP

4. 実施細則

THE SCOPE OF WORK
FOR
THE STUDY FOR THE PLAN TO COMBAT
DESERTIFICATION
IN TILLABERY DEPARTMENT
IN
THE REPUBLIC OF NIGER

AGREED UPON
BETWEEN
MINISTRY OF HYDRAULIC AND
ENVIRONMENT
AND
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION
AGENCY

NIAMEY, 11 JULY 1997



Mr. Najada IBRAHIM
Secretary General
Ministry of hydraulic
and Environment
Republic of Niger

鶴丸雄一郎
Mr. Yujiro TSURUMARU
Leader,
Preparatory Study Team,
Japan International
Cooperation Agency

I. INTRODUCTION

In response to the request of the Government of the Republic of Niger (hereinafter referred to as "GON"), the Government of Japan (hereinafter referred to as "GOJ") has decided to conduct the Study for Plan to Combat Desertification in Tillabery Department (hereinafter referred to as "the Study") in accordance with the relevant laws and regulations in force in Japan.

Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA"), the official agency responsible for the implementation of the technical cooperation programs of the GOJ, shall undertake the Study in close cooperation with authorities concerned of GON.

The present document sets forth the Scope of Work for the Study.

II. OBJECTIVES OF THE STUDY

The objectives of the Study are;

1. to formulate Master Plan to Combat Desertification in Tillabery Department through the sustainable agriculture (including pasture) and rural development,
2. to select priority project(s) for the detailed Study,
3. to conduct the detailed Study for priority project(s) and
4. to carry out technology transfer to the counterpart personnel of GON through on-the-job training in the course of the Study.

III. STUDY AREA

The Study shall cover the areas of Tillabery Department (See Annex I).

IV. SCOPE OF THE STUDY

In order to achieve the objectives mentioned above, the Study shall cover the following:

Phase I : Formulation of Master Plan

1. Collect and review relevant existing data and information in Niger and the Study area. These include;
 - a. national economy and social features,
 - b. national development plan and development plan for the Study area, including National Plan of Action to Combat Desertification,
 - c. agricultural sector policy,
 - d. existing and planned relevant development project(s),
 - e. organizational structure and responsibilities of relevant institutions, and budgetary performance of those relevant institutions,
 - f. data on agriculture-related physical environment including climate, topography, land use, rainfall, soil, and hydrological conditions,
 - g. data on desertification, vegetation.

2. Carry out field survey. These include;
 - a. natural condition,
 - location, area and topography,
 - meteorology
 - hydrology and water use,
 - geology,
 - soils,
 - desertification, and vegetation,
 - b. socio-economic condition
 - economic indices,
 - demographic conditions,
 - physical settings and resources,
 - socio-economic and institutional settings and structure (vertical, horizontal and gender-wise), and resources ,
 - development needs
 - present condition and readiness of farmers for participation in the development processes,
 - land tenure,
 - water rights,

- c. agricultural condition including,
 - present land use,
 - farming practices,
 - pastoral practices,
 - agricultural economy,
 - postharvest,
 - gender related issue,
- d. agricultural support,
 - research activities,
 - extension,
 - farmer's organization,
 - credit facilities (including public, private and NGO's),
- e. rural infrastructure,
- f. environmental conditions.

3. Analyze collected data and information and identify major constraints and development potential.

4. Prepare a Master Plan;

a. land use plan,

b. water use plan for sustainable agriculture,

- improvement plan for surface water use,
- improvement plan for ground water use,
- development plan for Operation & Maintenance organization for irrigation and water supply facilities, and
- others,

c. development plan for agriculture,

- development plan of farming and pastoral practice,
- development plan of diversified crop,
- improvement plan for agricultural support system, e.g. extension services, adaptive research, and credit
- development plan for farmer organization,
- improvement plan for processing and marketing, and
- others,

d. land and water conservation plan,

e. rural development plan,

- improvement plan for water supply,
- development plan for road network,
- development plan for rural energy, and
- others.

5. Identify development projects and to evaluate their

expected results.

6. Select priority development project(s) for Phase II.

Phase II : Execution of Detailed Study for priority development project(s).

1. Collect detailed data and information through field surveys.
2. Formulate the optimum plan for the priority development project(s) through participatory approach including a series of workshops with counterparts, relevant organizations and participating farmers.
3. Evaluate the expected results in terms of technical soundness, financial viability, economic profitability, social changes, and environmental effects.

V. STUDY SCHEDULE

The tentative schedule of the Study is shown in the attached ANNEX II.

VI. REPORTS

JICA shall prepare and submit the following reports to the GON. In case any doubt arises in interpretation, the English text shall prevail.

1. Inception Report

Twenty (20) copies of French report and Five (5) copies of English report at the commencement of the Phase I field study.

2. Progress Report (1)

Twenty (20) copies of French report at the end of the Phase I field study.

3. Interim Report

Twenty (20) copies of French report and Five (5) copies of English report at the commencement of the Phase II field study.

4. Progress Report (2)

Twenty (20) copies of French report at the end of the Phase II field study.

5. Draft Final Report

Twenty (20) copies of French report and Five (5) copies of English report after Phase II work in Japan. GON shall submit their comments to Bureau du JOCV/JICA within one (1) month after receipt of the Draft Final Report.

6. Final Report

Fifty (50) copies of French report and Ten (10) copies of English report within two (2) months after receipt of GON's comments on the Draft Final Report.

VII. UNDERTAKING OF GON

1. To facilitate the smooth conduct of the Study, GON shall take following necessary measures:
 - a. to secure the safety of the Japanese study team (hereinafter referred to as "the Team"),
 - b. to permit the members of the Team to enter, leave and sojourn in Niger for the duration of their assignment therein, and exempt them from foreign registration requirements and consular fees,
 - c. to exempt the members of the Team from taxes, duties, and other charges on equipment, machinery and other materials brought into and out of Niger for the conduct of the Study,
 - d. to exempt the members of the Team from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with any emoluments or allowances paid to the members of the Team for their services in connection with the implementation of the Study,
 - e. to provide necessary facilities to the Team for remittance as well as utilization of the funds introduced into Niger

- from Japan in connection with the implementation of the Study,
- f. to secure permission for entry into private properties or restricted areas for the conduct of the Study,
 - g. to secure permission for the Team to take all data and documents (including photographs and maps) related to the Study out of Niger to Japan, and
 - h. to provide medical services as needed. Its expenses will be chargeable to the members of the Team.
2. GON shall bear claims, if any arise, against the members of the Team resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their duties in the implementation of the Study, except when such claims arise from gross negligence or willful misconduct on the part of the member of the Team.
 3. Ministry of hydraulic and Environment (hereinafter referred to as "MHE") shall act as counterpart agency to the Team and also as a coordinating body in relation with other governmental and non-governmental organizations concerned for the smooth implementation of the Study.
 4. MHE shall, at its own expense, provide the Team with the following, in cooperation with other relevant organizations:
 - a. available data and information related to the Study,
 - b. counterpart personnel,
 - c. suitable office space with necessary equipment in Niamey, and
 - d. credentials or identification cards.

VIII. UNDERTAKING OF GOJ

For the implementation of the Study, JICA shall take the following measures:

1. to dispatch, at its own expense, the Team to Niger, and
2. to pursue technology transfer to Niger counterpart

personnel in the course of the Study.

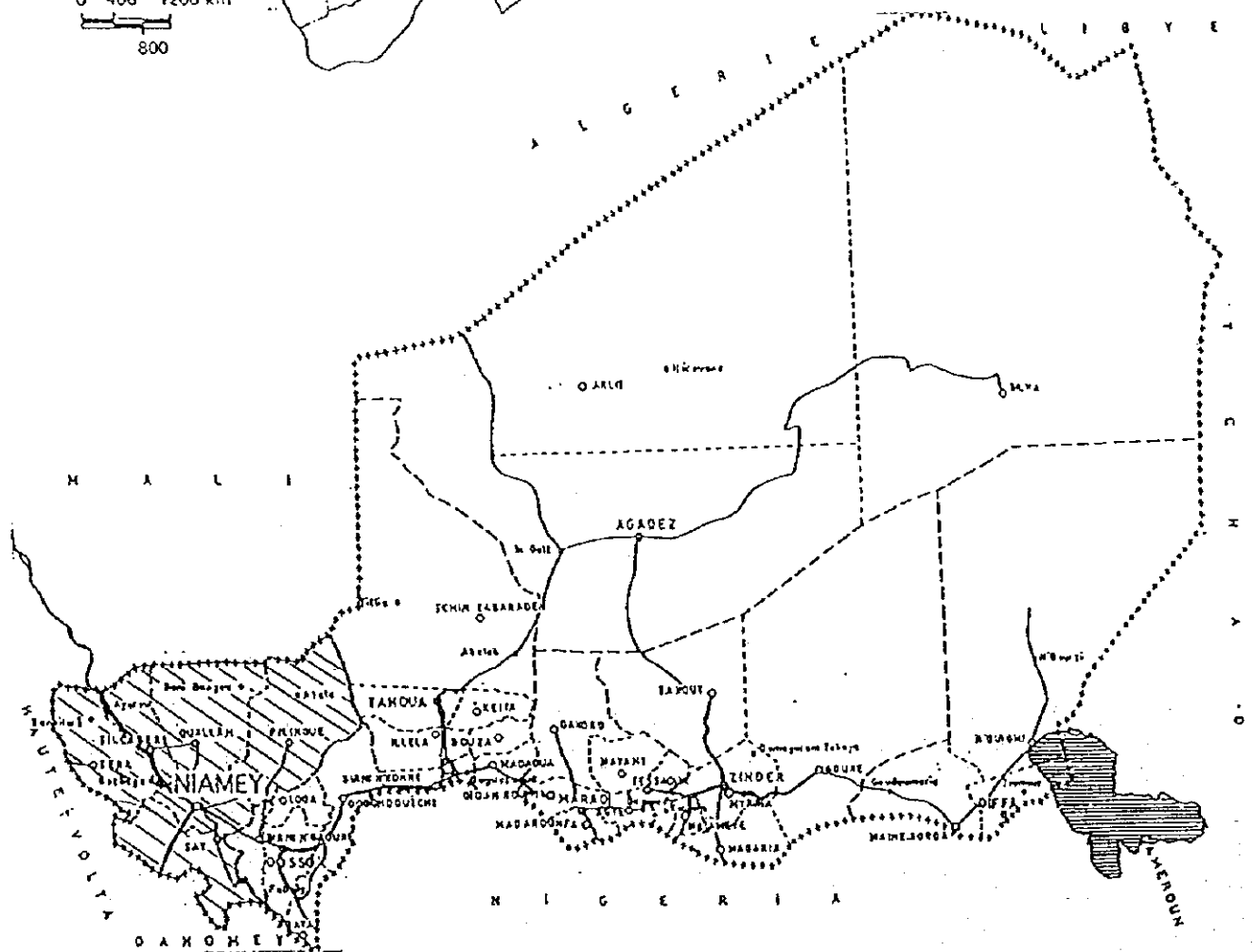
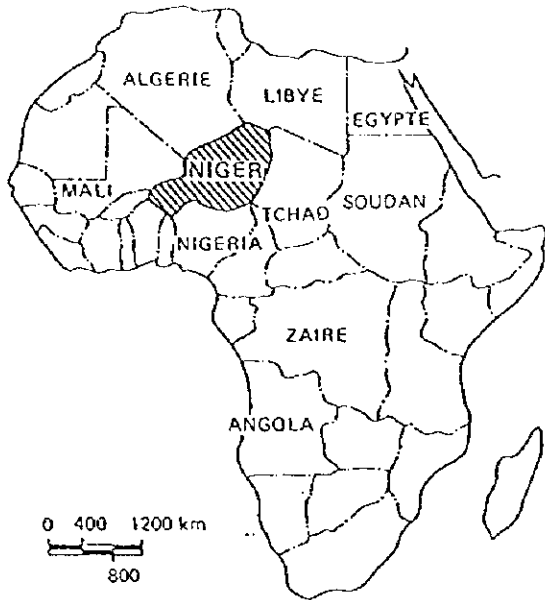
IX. CONSULTATION

JICA and the MHE shall consult with each other in respect of any matter that may arise from or in connection with the Study.

X. TRANSLATION

The Scope of Work is prepared on both French and English. In case any doubt arises in interpretation, the English text shall prevail.

Annex I



TENTATIVE SCHEDULE

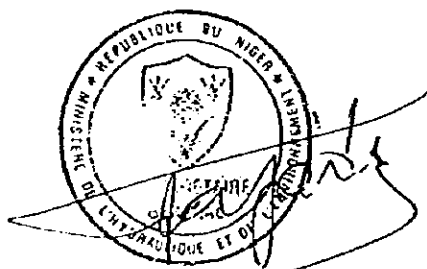
Month	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
Item																				
Works in Niger		■	■	■						■	■	■		■	◎					
Works in Japan	□						□	□				□				□				
Phase	← Phase I →								← Phase II →											
Report	▲ Ic/R			▲ P/R (1)						▲ It/R		▲ P/R (2)		▲ Df/R				▲ F/R		

- Ic/R : Inception Report
- P/R(1) : Progress Report (1)
- It/R : Interim Report
- P/R(2) : Progress Report (2)
- Df/R : Draft Final Report
- ◎ : Comments on Df/R by Niger side
- F/R : Final Report

5. 会議議事録

THE MINUTES OF MEETING
ON
THE SCOPE OF THE WORK
FOR
THE STUDY FOR THE PLAN TO COMBAT
DESERTIFICATION
IN TILLABERY DEPARTMENT
IN
THE REPUBLIC OF NIGER
AGREED UPON
BETWEEN
MINISTRY OF HYDRAULIC AND
ENVIRONMENT
AND
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION
AGENCY

NIAMEY, 11 JULY 1997



Mr. Najada IBRAHIM
Secretary General
Ministry of Hydraulic
and Environment
Republic of Niger

鶴丸雄二郎

Mr. Yujiro TSURUMARU
Leader,
Preparatory Study Team,
Japan International
Cooperation Agency

In response to the request of the Government of the Republic of Niger (hereinafter referred to as "the GON"), the Government of Japan (hereinafter referred to as "the GOJ") decided to dispatch through Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA", which is responsible for the implementation of technical cooperation programs of the GOJ, the preparatory study team (hereinafter referred to as "the Team"), headed by Mr. Yujiro Tsurumaru, to the Republic of Niger from 4th to 19th July so as to discuss and to exchange views on the Study for the Plan to Combat Desertification in Tillabery Department in the Republic of Niger (hereinafter referred to as "the Study") with the Ministry of Hydraulic and Environment (hereinafter referred to as "the MHE") and other government officials concerned with the implementation of the Study.

The MHE and the Team mutually agreed to the Scope of the Work of the Study.

The following minutes were prepared to confirm the main issues discussed and the matters agreed upon by both sides in connection.

1. Both sides understood that the Plan should be formulated and implemented with participation of local population.

2. Both sides agreed that the Plan would include prevention of further desertification and restoration of the degraded land in existing agricultural and pastoral areas in the Tillabery Department which exclude Niamey Urban Community.

3. For the smooth implementation of the Study, both sides agreed upon the need for a formulation of the Steering Committee, consisting of representatives of the concerned ministries and organizations. Permanent members of the Committee would be the MHE, the Ministry of Plan and Privatization, the Ministry of Agriculture and Pasture and the Ministry of Social Development, Population, Promotion of Woman and Protection of Child as well as the Japanese team to be dispatched for the Study (hereinafter referred to as "the Study Team").

4. The MHE will coordinate issues related to the counterpart personnel from the concerned ministries.

5. Both sides agreed that the Study Team would conduct the

Initial Environment Examination (IEE) on the priority projects identified through the Master Plan. The Study Team would further conduct the Environmental Impact Assessment (EIA), when found necessary as a result of the IEE, in accordance with the laws and regulations of the GON and the guidelines of JICA.

6. The GON expressed its difficulty in providing the necessary vehicle(s) to the Study Team and requested its arrangement by JICA. The Team promised to convey the request to the GOJ.

7. The MHE requested a training of the the counterpart personnel in Japan in areas related to the Study to promote an effective technology transfer. The Team promised to convey the request to the GOJ.

8. The GON agreed that all the reports produced by the Study would not be confidential.

9. As for VII-1-f of the Scope of the Work regarding permissions for entry into private properties or restricted areas, the laws and regulations in force in the Republic of Niger will be respected.

10. Provisional duration of the Study would be approximately seventeen months.

LIST OF PARTICIPANTS

Niger Side

The Ministry of Hydraulic and Environment

Mr. Najada Ibrahim	Sécretaire Général
Mr. Moussa Seini	Sécretaire Général Adjoint
Mr. Wata Issoufou	Directeur des Etudes, des Programmes et de l'Intégration Régionale
Mr. Laouan Saley	Service Equipements Ruraux, Directon du Génie Rural
Mr. Zabeirou Toudjani	Service de la Sylviculture et de la Restauration des Terres/DE
Mr. Souley Aboubacar	Directeur Adjoint de l'Environnement
Mr. Rouscoua Boubacar	Direction des Etudes, des Programmes et de l'Intégration Régionale

The Team

Preparatory Study Team

Mr. Yujiro Tsurumaru	Leader
Mr. Takakazu Wada	Member
Mr. Takanobu Nishimura	Member
Mr. Kozo Ito	Member
Mr. Yasuhei Ajiro	Member
Ms. Yasuyo Hirouchi	Member
Mr. Masao Matsubara	Member

JICA